

## いしかわGAP認証制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、いしかわGAP認証制度実施要綱（以下「要綱」）という。）第18条の規定に基づき、認証制度の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (認証申請者の要件)

第2条 要綱第15条1項の規定により認証を取り消され、その取り消しから1年を経過しない生産者又は団体（以下「生産者等」という。）は、要綱第6条の認証申請を行えないものとする。

### (認証申請)

第3条 認証の申請をしようとする生産者等は、住所又は事務所所在地を管轄する農林総合事務所に、認証申請書（別記様式第1号）及び確約書（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 農林総合事務所長は、必要書類が整っていることを確認した上で申請を受理し、知事に進達する。

### (現地調査)

第4条 知事は前条の規定により提出された申請について、次に定めるところにより認証基準適合の可否を確認するものとする。

2 現地調査員は、当該生産地等において農場の生産工程管理の実施状況を、認証基準に基づき調査を行うものとする。

3 知事は、現地調査により認証基準を満たしていることを確認した場合は、審査委員会の審査に付するものとする。

### (審査委員会の審査)

第5条 審査委員会の審査は、おおむね3か月ごとに開催するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、臨時に開催することができるものとする。

2 審査委員会の審査は、現地調査結果について要綱第4条に規定する認証基準に基づいて点検を行い、基準適合の可否について審査するものとする。

### (認証の通知)

第6条 知事は、審査委員会の審査を経て認証を決定したときは、認証書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(定期監査における準用)

第7条 要綱第9条の規定による定期監査の方法は、第4条の規定による現地調査を準用する。

(認証内容の変更)

第8条 認証取得者は、要綱第11条の規定により、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、速やかに認証内容変更届(別記様式第4号)により、所轄の農林総合事務所を経由し、知事に届け出るものとする。

(1) 認証取得者の住所、氏名(団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)が変更になったとき。

(2) 団体において、構成員の変更又は調製・出荷施設、貯蔵施設等の共同管理利用施設の新設若しくは変更があつたとき。

(3) その他知事が報告を必要と認める事由が生じたとき。

2 知事は、前項第2号又は第3号の該当する場合は、第4条及び第5条の規定に準じ、必要に応じて認証基準適合の確認を行うものとする。

3 知事は、変更届に基づき、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、認証書を再交付するものとする。

4 認証取得者は、要綱第10条の規定により、有効期間延長の申請を行う場合は、有効期間延長申請書(別記様式第7号)により、所轄の農林総合事務所を経由し、知事に届け出るものとする。

(認証の更新申請における準用)

第9条 第3条から第6条までの規定は、要綱第12条の規定による認証の更新申請があつた場合において準用する。

(認証の取り消し)

第10条 知事は、要綱第15条1項の規定により認証を取り消す場合は、認証取消通知書(別記様式第5号)により通知し、速やかに認証書を返納させるものとする。

(認証の辞退)

第11条 認証取得者は、要綱第15条2項に規定する認証の取り下げを希望する場合は、速やかに辞退届(別記様式第6号)により、所轄の農林総合事務所を経由し、知事に届け出るものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 認証に際し、県が知り得た個人情報等については、農業生産工程管理の普及推進の用途以外には用いないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。